

希少野生動植物の種の保護に関すること

群馬県環境森林部自然環境課

希少野生動植物の種の保護に関する条例

群馬県内には、7千種を超える野生動植物が生息・生育しています。しかし、開発行為や過度の捕獲・採取、外来種の影響や里地里山の荒廃などが要因で多くの種が絶滅に瀕しており、動物529種、植物633種が群馬県レッドデータブック(2012年改訂版)に掲載されています。

この希少な野生動植物の保護を図ることにより、本県の自然環境の保全と次世代への継承に寄与することを目的とした「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成26年12月22日に制定、翌年4月1日から全面施行しました。

この条例では、①希少野生動植物の捕獲・採取等の規制、②生息地等の保全のための行為規制、③効果的・計画的な保護管理事業の取組、などを定めています。

特定県内希少野生動植物種

「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」及び「群馬県県内希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、県内希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められる種を「特定県内希少野生動植物種」に指定しています。

【特定県内希少野生動植物種の指定の状況】

分類群	名称(和名)	県RDBカテゴリー	指定年月日
昆虫類	オオモノサシトンボ	絶滅危惧I類	平成27年8月11日
	ゲンゴロウ		
マキガイ類	オオタニシ		
維管束植物	タチスミレ	絶滅危惧IA類	
	アイズヒメアザミ		
	ナツエビネ		
	ムカデラン		
	ムカゴソウ		
	ノヤマトンボ		
	ニョホウチドリ	絶滅危惧IB類	
コウシンソウ			

特定県内希少野生動植物種に関する規制

「特定県内希少野生動植物種」を許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下、「捕獲等」といいます。)したり、「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に違反して捕獲等をした種の個体や同条例施行規則で定める加工品等を譲渡し若しくは譲受け又

は引渡し若しくは引取りをしてはいけません。

「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」は罰則を定めており、違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

ただし、学術研究や繁殖など「特定県内希少野生動植物種」の保護に資すると認められる目的で捕獲等する場合は、知事の許可を受け行うことができます。許可の手続きについては、群馬県環境森林部自然環境課までお問い合わせください。



©荒井 堅一

オオモノサシトンボ



© 県立ぐんま昆虫の森

ゲンゴロウ



©清水 良治

オオタニシ



© 県立自然史博物館

タチスミレ



© 大森 威宏

ナツエビネ



© 島野 光司

アイズヒメアザミ



©吉井 広始

ムカゴソウ



©吉井 広始

ノヤマトンボ



©吉井 広始

ムカデラン



© 蛭間 啓

ニヨホウチドリ



©吉井 広始

コウシンソウ

生物多様性の保全を目指して

生物多様性の保全を目指すには、「特定県内希少野生動植物種」に指定されたものだけを手厚く保護すればよいわけではありません。野生動植物のみだりな捕獲等をつつし、生息地・生育地の環境を保全し、更にはそれらを回復させることが大切になります。

また、飼育していた動物をみだりに野外へ放ったり、外来植物などをみだりに植栽することはやめましょう。